

第24回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 次第

日 時 平成25年7月25日(木) 13時15分~16時30分
場 所 鳥取県庁 第32会議室(第2庁舎4階)

1 開 会

あいさつ 鳥取県商工労働部長 岡村整諮詢

2 センターヒアリング

(1) 鳥取県産業技術センターによる平成24年度業務実績の説明 …**資料1、2**
(別冊)

(2) 評価委員による質疑

3 審議事項

評価委員会業務、今後のスケジュールについて …**資料3~6**

4 閉 会

(資料)

- (1) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の概要 **資料3**
- (2) 平成25年度の評価委員会業務及びスケジュール **資料4**
- (3) 各事業年度の業務実績評価(年度評価)方針及び方法 **資料5**
- (4) 対比表(中期目標、中期計画、平成24年度計画) **資料6**

(別紙1) 質問用紙

(別紙2) 平成24年度項目別評価用紙

(別紙3) 全体(年度)評価(様式)

第24回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会
出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員長	本名 俊正	国立大学法人鳥取大学	学長顧問	
委 員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	
委 員	成瀬 以久	株式会社稻田本店	代表取締役	
委 員	羽馬 好幸	気高電機株式会社	代表取締役社長	
委 員	安田 晴雄	安田精工株式会社	代表取締役社長	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
村江 清志	理事長	
向井 保	理事	
山下 喜夫	企画総務部長	
小谷 章二	電子・有機素材研究所長	
門脇 瓦	機械素材研究所長	
野口 誠	食品開発研究所長	
山田 強	企画室長	
蔵内 康雄	総務室長補佐	
山本 仁志	企画室長補佐	
吉田 裕亮	企画室企画員	

【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名	備考
岡村 整諮詢	商工労働部長	
網濱 基	商工労働部経済産業総室長	
森本 浩之	商工労働部経済産業総室産業振興室長	
前田 いづみ	商工労働部経済産業総室産業振興室課長補佐	
田中 之康	商工労働部経済産業総室産業振興室課長補佐	

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の概要

1 設置根拠

- 「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という）」第11条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の附属機関として設置
- 評価委員会の組織及び委員など必要事項は「鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号。以下「条例」という）」で規定

2 委員会の概要（条例に規定）

(1) 組織

- (委員数) 5人以内（地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命）
 - ・特別の事項を調査審議させるため、別途臨時委員を置くことができる
- (委員任期) 2年（再任可）
- (委員長) 委員の互選により選出

(2) 議事

- 委員長が招集
- 開会には過半数の委員の出席が必要
- 出席委員の過半数で議決

○委員名簿 任期：H25.4.1～H27.3.31（2年間）

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員長	本名 俊正	国立大学法人鳥取大学	学長顧問	新任(H25.4～)
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	再任(H18.12～)
委員	成瀬 以久	株式会社稻田本店	代表取締役	新任(H25.4～)
委員	羽馬 好幸	気高電機株式会社	代表取締役社長	"
委員	安田 晴雄	安田精工株式会社	代表取締役社長	"

3 主な権限

項目	内 容
法人運営の目標及び計画に対する意見 事前チェック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・知事による中期目標の作成・変更の際の意見 ・法人による中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見
法人業務実績の評価と意見 事後チェック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価 ・業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を知事が検討する際の意見
法人運営規程に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見

4 評価（年度評価）の概要

(1) 年度評価について

事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に行う。(法28条第2項)

【評価の視点】

- ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

……「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法」
(評価委員会決定)から抜粋

(2) 年度評価の流れ

事 項	時 期	内 容
年 度 終 了	3月末	○年度事業の終了（法人）
実 績 報 告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表、自己評価の提出（法人）
評 価	7月初	○各委員による書面評価
	7月 ～8月	○ <u>法人からのヒアリング</u> （7/25 評価委員会） ○各委員による最終評価案の作成 ○ <u>評価結果の決定</u> （8/19 評価委員会）
報告・公表	9月	○ <u>評価結果についての知事報告及び法人への通知</u> ○財務諸表への意見表明、財務諸表の承認（県） ○ <u>議会報告（評価結果の報告）及び公表（県）</u>

5 評価結果の取扱い

- 後年度の運営費交付金（業務費）にインセンティブ（△2%～2%）として反映。
(なお、効率化の確保を目的として、運営費交付金（業務費）の毎年度△1%の減額を実行。)
- 翌年度の理事長・理事報酬に反映（10段階換算評価結果）。
- 評価委員会は、必要に応じて業務運営の改善その他の勧告ができる。

平成25年度の評価委員会業務及びスケジュール

		評価委員会 開催日程	H24事業年度に係る 業績評価	中期目標期間に係る 業績評価	全体共通事項 等
			・改正後評価方針及び方法で、評価を実施	・第2期の業績評価を実施	・評価以外の事項
4月			○H25.4.1 新評価委員就任 (任期:H25.4.1～H27.3.31)		
5月		○第23回開催 (5/29-5/30)	<内容> ○センター概要説明、視察、職員との意見交換 ○企業訪問		
6月			(6/28センター業務実績報告書提出)		
7月	上旬		《書面評価》 ・関係資料を評価委員へ郵送(事務局) ・書面評価の実施(評価委員) ・センターへの質問作成(評価委員)		
	中旬		・評価委員による企業訪問 ↓ ・センターヒアリング		
	下旬	○第24回開催 (7/25)			
	上旬		《最終評価案作成》 ・センターへ追加質問・回答(評価委員、事務局、センター) ・項目別評価及び全体評価のコメントの作成(評価委員) ・評価案[最終版]の作成(委員長、事務局)		
8月	下旬	○第25回 開催 (8/19)	《議題》 ・評価決定(H24年度分)		《議題》 ①剩余金(H24年度分)の繰越承認に係る意見聴取について ②H24年度財務諸表の承認に係る意見聴取について
9月			※ 県9月議会報告		
10月					
11月			※以降、継続審議の必要があれば、評価委員会を開催		
12月					
1月					
2月					
3月	開催		・産業技術センターH26事業計画について		

平成25年度 今後の評価スケジュール

6月	6月28日	日	業務実績報告書提出(規則上の〆切りは6/30だが休日のため前倒し)
	6月29日	土	
	6月30日	日	
7月	7月1日	月	評価委員へ書面評価作業依頼
	7月2日	火	
	7月3日	水	
	7月4日	木	
	7月5日	金	
	7月6日	土	
	7月7日	日	10日間(評価委員質問準備期間)
	7月8日	月	
	7月9日	火	
	7月10日	水	
	7月11日	木	
	7月12日	金	センターへの質問〆切り
	7月13日	土	
8月	7月14日	日	
	7月15日	月	
	7月16日	火	
	7月17日	水	
	7月18日	木	12日間(センター回答準備期間)
	7月19日	金	
	7月20日	土	
	7月21日	日	
	7月22日	月	
	7月23日	火	
	7月24日	水	
	7月25日	木	センターヒアリング・評価委員会、評価書(項目別評価、評価コメント)作成依頼
	7月26日	金	1日(評価委員質問準備期間)
8月	7月27日	土	センターへの追加質問〆切り
	7月28日	日	
	7月29日	月	
	7月30日	火	4日間(センター回答準備期間)
	7月31日	水	
8月	8月1日	木	センター回答〆切り
	8月2日	金	各委員評価書(項目別評価、評価コメント)〆切り
	8月3日	土	
	8月4日	日	
	8月5日	月	最終評価案検討・作成(委員長・事務局)
	8月6日	火	
	8月7日	水	
	8月8日	木	最終評価案に対する事実誤認のセンターへの確認
	8月9日	金	
	8月10日	土	
	8月11日	日	
	8月12日	月	
	8月13日	火	
	8月14日	水	お盆休み
	8月15日	木	
	8月16日	金	
	8月17日	土	
	8月18日	日	
	8月19日	月	評価委員会
	8月20日	火	9月議会報告書とりまとめ
	8月21日	水	
	8月22日	木	
	8月23日	金	
	8月24日	土	
	8月25日	日	
	8月26日	月	
	8月27日	火	
	8月28日	水	
	8月29日	木	
	8月30日	金	
	8月31日	土	

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成20年3月24日制定

平成21年5月20日改正

平成23年11月25日改正

平成24年3月22日改正

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするP D C A (plan-do-check-act) サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

★評価の視点

- ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1）「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- | |
|------------------------------|
| 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 計画を上回る業務が進捗している |
| 3 概ね計画どおりに業務が進捗している |
| 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

- ①特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1）「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

(2) 評価委員評価

○項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙3地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイトに示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

○全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、全体（年度）評価別紙4のとおり、総合評価及び個別評価によるものとする。

利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出にあたっては、評価段階を10段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第2条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に2を乗じたものに「特筆すべき事項」が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

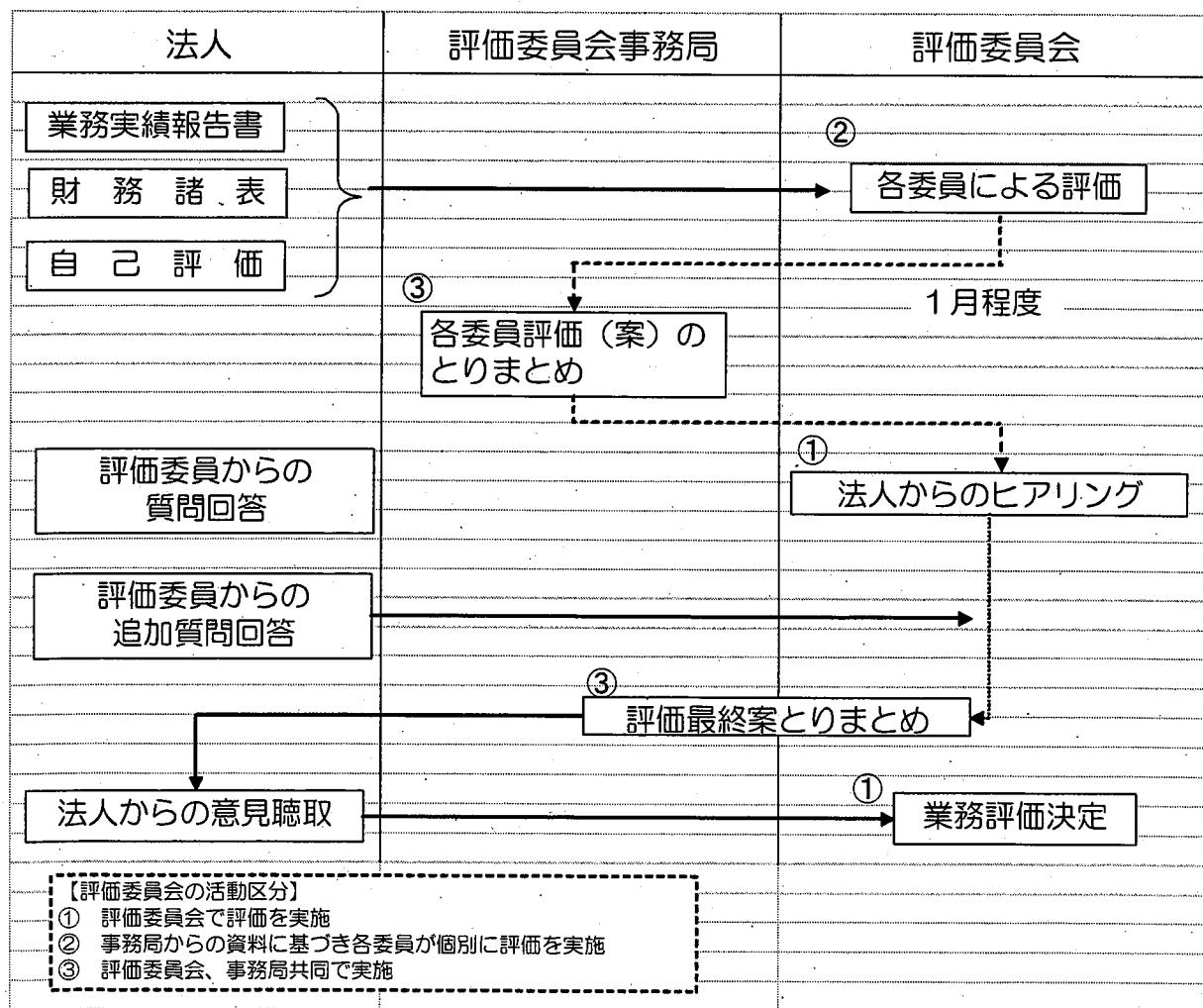
3 評価の進め方

全体計画

事 項	時 期	
年 度 終 了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評 價 準 備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実 績 報 告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評 價	7月 ～8月	○業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） ○評価結果（案）の作成 ○法人からの意見聴取（事実確認） ○評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・ 法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・ 評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・ 最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



年度計画の項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
I 中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】					
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
1 技術支援等の機能の強化					
(1) 技術支援(技術相談・現地支援)				1	
(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)				2	
(3) 研究開発					
① 研究テーマの設定と実施				3	
② 研究評価				4	
③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携				5	
(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援					
① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供				6	
② 関係機関との連携と支援機能の強化				7	
(5) 積極的な広報活動				8	
2 ものづくり人材の育成					
(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成					
① 組込システム開発人材育成事業				9	
② 次世代ものづくり人材育成事業				10	
③ デザイン強化人材育成事業(H23)				11	
(2) 現場即応型の開発人材の育成				12	
(3) 次世代を担う技術者の育成				13	
3 研修企画連携の推進				14	③
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項					
1 迅速かつ柔軟な業務運営				15	
2 職員の能力開発					
(1) 計画的な職員の能力開発				16	
(2) 独自システムによる業務評価の実施				17	
3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制					
(1) 外部資金その他自己収入の確保				18	
(2) 業務運営の効率化・経費抑制				19	
IV 財務内容の改善に関する事項					
1 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画					
(1) 予算(人件費の見積もりを含む)					
(2) 収支計画					
(3) 資金計画					
2 短期借入金の限度額					
3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画					
4 剰余金の用途					
V その他業務運営に関する重要事項					
1 コンプライアンス体制の確立と徹底					
(1) 法令遵守及び社会貢献					
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底					
(3) 労働安全衛生管理の徹底					
2 環境負荷の低減と環境保全の促進					
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
1 施設及び設備に関する計画					
2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画					
3 人事に関する計画				20	

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考(判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 1 業績の評価については、特記事項を業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すものの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。（企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価項目	大項目	中項目	小項目	細目	最終ウェイト	人役	
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		0.856				0.856	43.7	
1 技術支援等の機能の強化	1 技術支援等の機能の強化	1 技術支援等の機能の強化		0.810				0.693	35.4	
(1)技術支援(技術相談・現地支援)	(1)技術支援(技術相談・現地支援)	(1)技術支援(技術相談・現地支援)	1	0.289				0.207	10.6	
(2)試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	(2)試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	(2)試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	2	0.221				0.153	7.8	
(3)研究開発	(3)研究開発	(3)研究開発		0.303				0.210	10.7	
	①研究テーマの設定と実施	①研究テーマの設定と実施	3	0.712				0.150	7.6	
	②研究評価	②研究評価	4	0.133				0.028	1.4	
	③知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	③知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5	0.155				0.033	1.7	
(4)新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	(4)新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	(4)新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援		0.111				0.077	3.9	
	①研究開発の場の提供や成果普及・技術情報	①研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6	0.619				0.048	2.4	
	②関係機関との連携と支援機能の強化	②関係機関との連携と支援機能の強化	7	0.381				0.029	1.5	
(5)積極的な広報活動	(5)積極的な広報活動	(5)積極的な広報活動	8	0.066				0.046	2.3	
2 ものづくり人材の育成	2 ものづくり人材の育成	2 ものづくり人材の育成		0.128				0.110	5.6	
	(1)高度な技術を持つ産業人材の育成	(1)高度な技術を持つ産業人材の育成						0.066	3.4	
	①組込システム開発人材育成事業(H23～H26年度)	①組込システム開発人材育成事業(H23～H26年度)	9					0.200	0.022	1.1
	②次世代ものづくり人材育成事業(H23～H26年度)	②次世代ものづくり人材育成事業(H23～H26年度)	10					0.200	0.022	1.1
	③デザイン力強化人材養成事業(H23年度)	③デザイン力強化人材養成事業(H23年度)	11					0.200	0.022	1.1
	(2)現場勘定型の開発人材の育成	(2)現場勘定型の開発人材の育成	12					0.300	0.033	1.7
	(3)次世代を担う技術者の育成	(3)次世代を担う技術者の育成	13					0.100	0.011	0.6
3 産学官連携の推進	3 産学官連携の推進	3 産学官連携の推進	14	0.062				0.053	2.7	
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		0.133				0.133	6.8	
1 遅速かつ柔軟な業務運営	1 遅速かつ柔軟な業務運営	1 遅速かつ柔軟な業務運営	15	0.291				0.039	2.0	
2 職員の能力開発	2 職員の能力開発	2 職員の能力開発		0.377				0.050	2.6	
	(1)計画的な職員の能力開発	(1)計画的な職員の能力開発	16	0.657				0.033	1.7	
	(2)独自システムによる業績評価の実施	(2)独自システムによる業績評価の実施	17	0.343				0.017	0.9	
3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制		0.332				0.044	2.3	
	(1)外部資金その他自己収入の確保	(1)外部資金その他自己収入の確保	18	0.719				0.032	1.6	
	(2)業務運営の効率化・経費抑制	(2)業務運営の効率化・経費抑制	19	0.281				0.012	0.6	
IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項								
	1 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	1 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画								
	(1)予算(人件費の見積もりを含む。)	(1)予算(人件費の見積もりを含む。)								
	(2)収支計画	(2)収支計画								
	(3)資金計画	(3)資金計画								
	2 短期借入金の限度額	2 短期借入金の限度額								
	(1)短期借入金の限度額	(1)短期借入金の限度額								
	(2)想定される理由	(2)想定される理由								
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画								
	4 剰余金の使途	4 剰余金の使途								
V その他業務運営に関する重要な事項	V その他業務運営に関する重要な事項	V その他業務運営に関する重要な事項								
1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底								
(1)法令遵守及び社会貢献	(1)法令遵守及び社会貢献	(1)法令遵守及び社会貢献								
(2)情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2)情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2)情報セキュリティ管理と情報公開の徹底								
(3)労働安全衛生管理の徹底	(3)労働安全衛生管理の徹底	(3)労働安全衛生管理の徹底								
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進								
	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項		0.011				0.011	0.6	
	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画								
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとする	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき、その計画								
	3 人事に関する計画	3 人事に関する計画	20	1.000				0.011	0.6	

職員51人(行政職9人、研究職40人(所長3人、企画4人、研究33人))

1.000

1.000

51.0

全 体 (年 度) 評 価

◆ 総合評価

5段階評価

--

10段階換算【5段階評価×2±1(特筆すべき事項)】

--

○総合評価コメント

※10段階換算の「特筆すべき事項」

◆ 個別評価

○「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

--

○「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

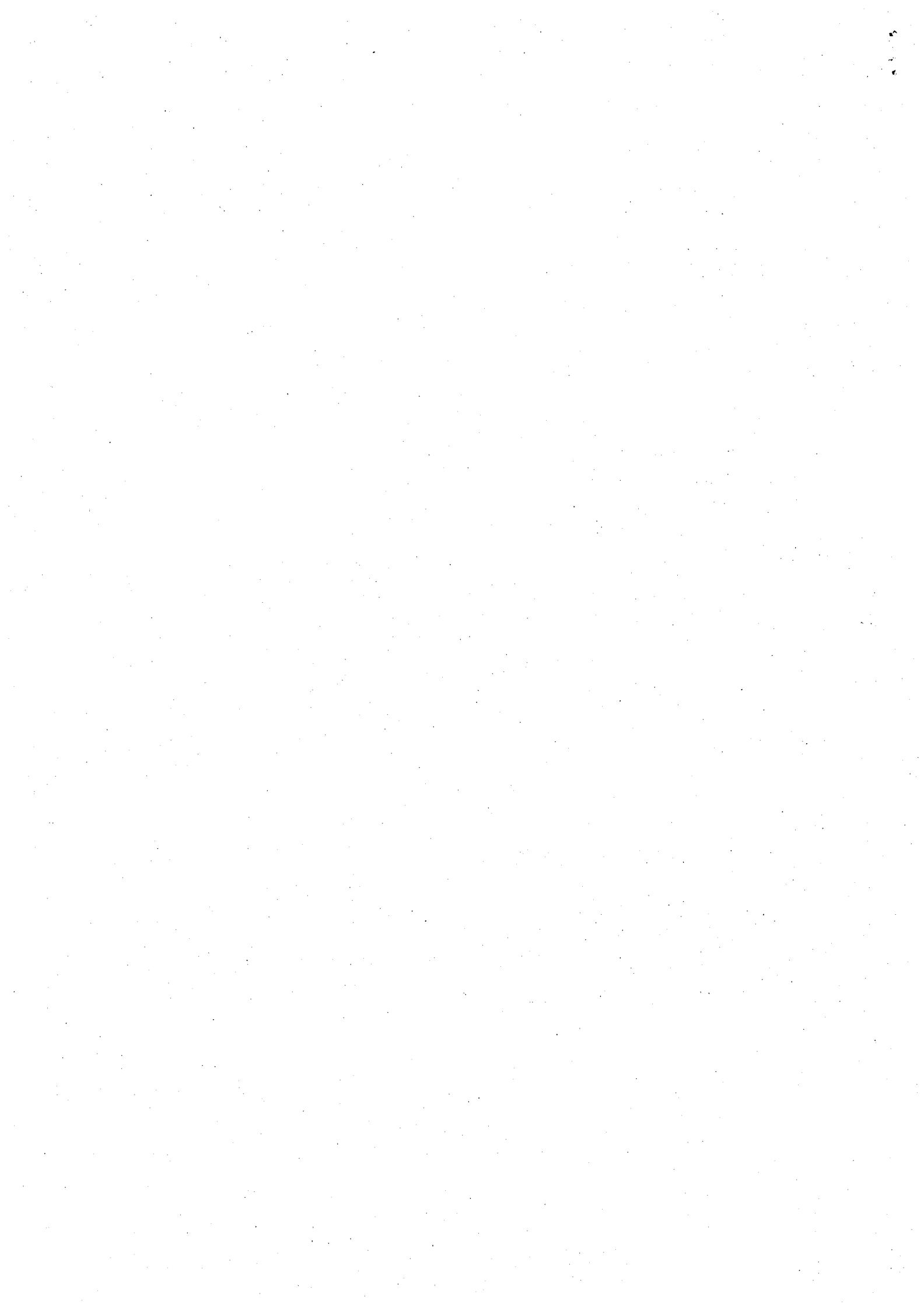
--

○「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

--

○当該年度の課題等

--



(別紙 1)

平成24年度業務実績評価における 産業技術センターに対する質問等について

委員名：

1 評価項目に関する質問等

(※) 評価項目1～20のいずれかの数字を記入してください。

2 その他の質問等

質問等	備考



平成24年度 項目別評価用紙

(別紙2)

委員名:

大項目	中項目	小項目	細目	評価の視点	項目別評価単位	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	委員会評価	委員会評価(加重後)		
II. 民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 技術支援等の機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	・訪問調査の数値目標の達成状況(1) ・企業ニーズ等の把握状況(2) ・技術相談等の対応状況(3)				1	0.207	5	1.037		
			・試験機器の整備、管理等の状況(4) ・試験、機器使用に基づく企業支援の状況(5) ・利便性向上への取り組み状況(6)				2	0.153	5	0.766		
		(3) 研究開発	① 研究テーマの設定と実施	・研究テーマの設定と実施状況(7)	3	0.150	4	0.598		0.000		
			② 研究評価	・研究評価の状況(8)	4	0.028	5	0.140		0.000		
			③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	・関係機関との連携状況(9) ・特許出願の数値目標の達成状況(10) ・研究成果等の企業への移転の数値目標の達成状況(11)	5	0.033	5	0.163		0.000		
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	・事業者等への支援内容の状況(12) ・入居企業への支援の状況(13) ・技術講習会開催等の数値目標の達成状況(14)	6	0.048	5	0.238		0.000		
			② 関係機関との連携と支援機能の強化	・市場動向や販路等の情報提供を含めたトータルな支援状況(15)	7	0.029	4	0.117		0.000		
		(5) 積極的な広報活動		・広報活動の状況(16) ・プレスリリースの数値目標の達成状況(17)	8	0.046	5	0.229		0.000		
	2 ものづくり人材の育成	(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成	① 相込システム開発人材育成事業	・人材育成等の戦略的実施状況(18) ・人材育成の数値目標の達成状況(19) ・受講者の満足度等の状況(20)	9	0.022	5	0.110		0.000		
			② 次世代ものづくり人材育成事業	・人材育成等の戦略的実施状況(21) ・人材育成の数値目標の達成状況(22) ・受講者の満足度等の状況(23)	10	0.022	5	0.110		0.000		
			③ デザイン強化人材養成事業	・人材育成等の戦略的実施状況(24) ・人材育成の数値目標の達成状況(25) ・受講者の満足度等の状況(26)	11	0.022	5	0.110		0.000		
		(2) 現場即応型の開発人材の育成		・現場即応型の研究開発ができる人材育成の状況(27)	12	0.033	5	0.164		0.000		
		(3) 次世代を担う技術者の育成		・大学等からの研修生の受け入れなど、次世代を担う技術者の育成の状況(28)	13	0.011	4	0.044		0.000		
	3 産学官連携の推進			・産学官の連携による企業支援の状況(29)	14	0.053	5	0.265		0.000		
III. 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 迅速かつ柔軟な業務運営			・業務運営や組織体制の見直し状況(30)	15	0.039	5	0.194		0.000		
	2 職員の能力開発	(1) 計画的な職員の能力開発		・研修参加、派遣等による職員の能力開発の状況(31)	16	0.033	5	0.165		0.000		
		(2) 独自システムによる業務評価の実施		・職員の業績評価の実施状況及び制度の改善状況(32)	17	0.017	4	0.069		0.000		
	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	(1) 外部資金その他自己収入の確保		・競争的外部資金獲得の数値目標の達成状況(33) ・自己収入の確保状況(34)	18	0.032	5	0.159		0.000		
		(2) 業務運営の効率化・経費抑制		・業務運営の効率化及び経費抑制の状況(35)	19	0.012	5	0.062		0.000		
	IV. 財務内容の改善に関する事項	1 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	(1) 予算(人件費の見積もりを含む)	・予算等の効率的、効果的な執行状況(36)								
			(2) 収支計画	・財務内容の改善状況(37)								
			(3) 資金計画									
		2 短期借入金の限度額										
		3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画										
		4 剰余金の用途		・剰余金の取扱状況(38)								
V. その他業務運営に関する重要事項	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	(1) 法令遵守及び社会貢献		・法令遵守の状況(39) ・組織体制整備の状況(40) ・社会貢献活動等の状況(41)								
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		・情報管理の状況(42) ・情報漏洩防止対策の状況(43)								
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		・労働安全衛生の状況(44) ・安全教育の実施状況(45)								
	2 環境負荷の低減と環境保全の促進			・省エネルギー、リサイクルへの対応状況(46) ・環境マネジメントシステムの運用状況(47)								
	1 施設及び設備に関する計画			・計画の策定状況及び実施状況(48)								
VI. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画											
	3 人事に関する計画			・人材確保の状況及び配置の状況(49)	20	0.011	4	0.044		0.000		
	合計(加重後平均)							4.78		0.00		
※(参考)合計(単純平均)							4.75		#DIV/0!			

全 体 (年 度) 評 價

◆ 総合評価

5段階評価

--

10段階換算【5段階評価×2±1(特筆すべき事項)】

--

- 総合評価コメント

※10段階換算の「特筆すべき事項」

◆ 個別評価

- 「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価
- 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価
- 「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価
- 当該年度の課題等

